

別記様式第25号 (第89条関係)

第 1 面

第		号	
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律 第100条第2項において準用する同法第13条第2項に規定する立入検査証			
写 真	職名及び氏名		
	年	月	日生
	年	月	日交付
	法 務 大 臣 印		
	厚生労働大臣 印		

第 2 面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第100条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条 (略)

2 第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B列7とすること。